

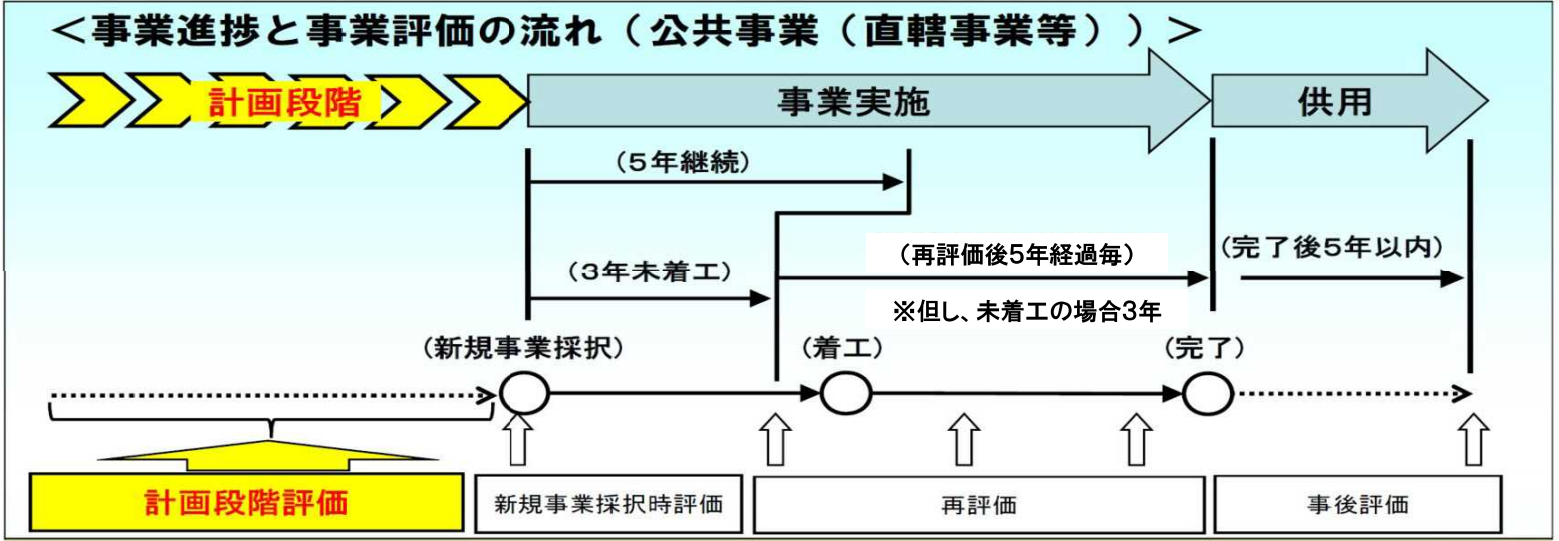
国土交通省所管公共事業の事業評価について

【事業評価の目的・位置付け】

(目的) 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る

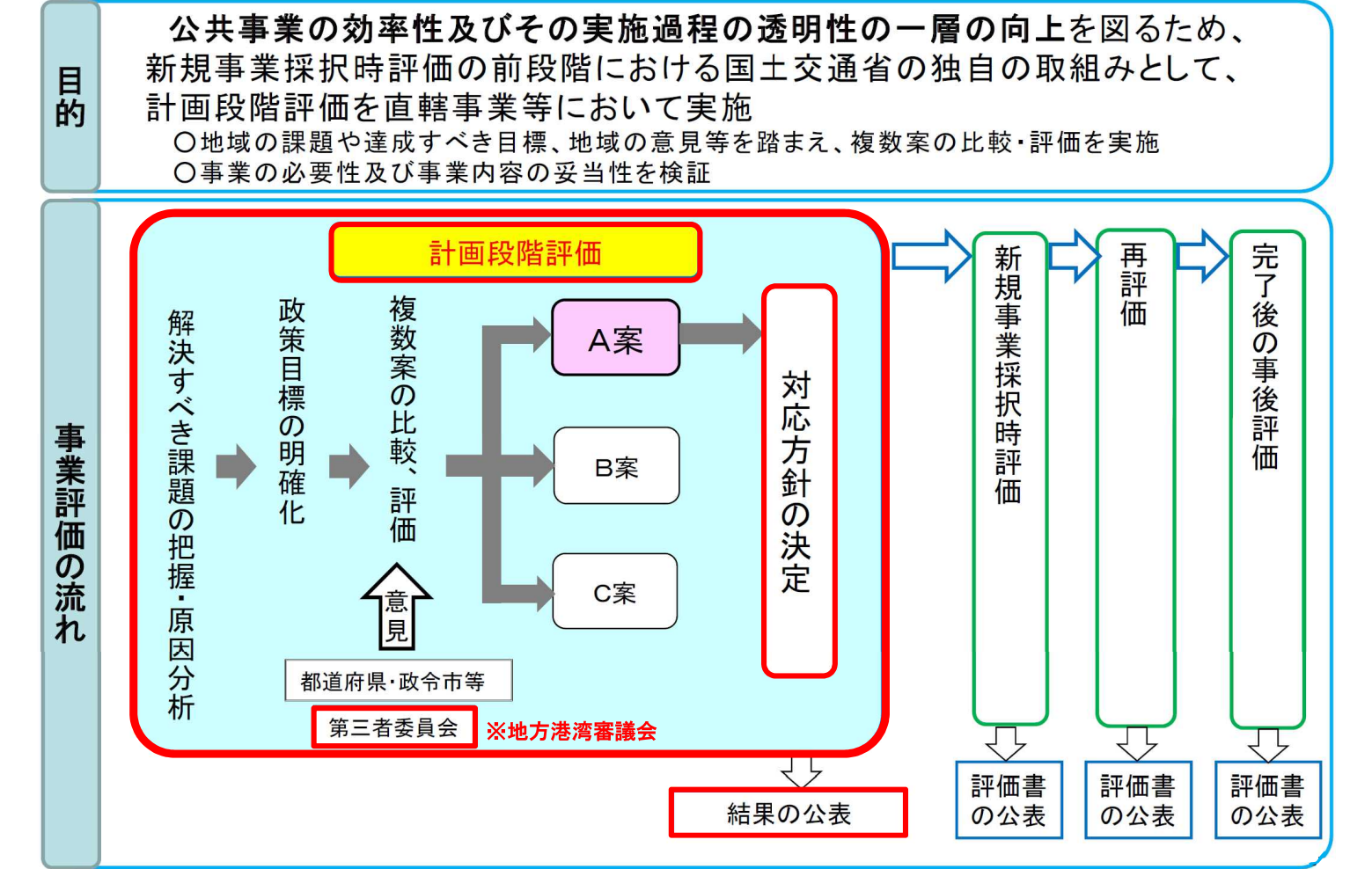
(位置付け) 行政評価法※1(平成14年4月1日施行)における政策評価制度の一環

※1:「行政機関が行う政策の評価に関する法律」



- 【計画段階評価】 :新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。
- 【新規事業採択時評価】 :新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。
- 【再評価】 :事業継続にあたり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。
- 【完了後の事業評価】 :事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

計画段階評価の実施について



計画段階評価対応方針(能代港)

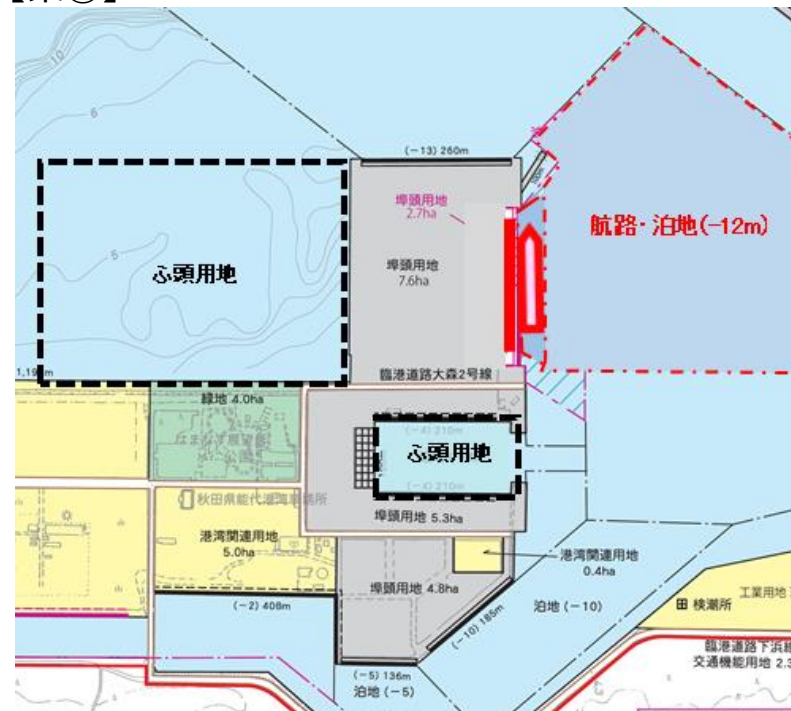
【港湾整備事業】

実施箇所	解決すべき課題等	達成すべき政策目標等	複数案との比較	対応方針
能代港大森地区 国際物流ターミナル 整備事業 (洋上風力発電設備 取扱拠点)	・能代港沿岸域において、大型洋上風車の 建設計画が進められている。 ・海洋再生可能エネルギー発電設備等の設 置及び維持管理の拠点を形成する必要が ある。	海洋再生可能 エネルギー発電 設備等の設置 及び維持管理の 拠点の形成	【案①】大森地区－12m岸壁 新設 (事業実施による効果) ・海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成 (事業実施に伴う課題) ・岸壁背後の土地造成に期間を要するため、供用までの期間が長い 【案②】大森地区 護岸改良 (事業実施による効果) ・海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成 【案③】大森地区 －10m岸壁 改良 (事業実施による効果) ・海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成 (事業実施に伴う課題) ・既設貨物を取り扱う代替岸壁の整備が必要であるため、供用までの期間が長い ・既設岸壁の整備を伴うため、現在の岸壁利用者との調整が必要である。	【案②】による対策が妥当 概算コスト、暫定供用を 含めた運用面から、 案②が優位であると考えら れるため。

【案①】



【案②】



【案③】

